

鹿児島県認可外保育施設立入調査実施要領

第1 趣旨

この要領は、鹿児島県社会福祉施設等指導監査会議設置要領第8条第1項及び鹿児島県認可外保育施設指導監督実施要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による立入調査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 立入調査の類型

立入調査は、通常立入調査及び特別立入調査とする。

第3 立入調査の対象

- 1 この要領の対象となる施設は、要綱第2条に定める施設とする。
- 2 通常立入調査は、原則として年に1回以上実施するものとするが、長期間経営されている認可外保育施設であって、児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては隔年実施して差し支えないものとする。
ただし、ベビーホテルについては年1回以上の立入調査を行うものとする。
- 3 特別立入調査は、要綱第7条第3項、第8条第2項、第10条第3項又は第11条第5項の規定により行うものをいう。

第4 立入調査の実施主体

- 1 通常立入調査並びに要綱第7条第3項、第8条第2項及び第10条第3項に定める特別立入調査の実施主体は、地域振興局及び支庁（以下「地域振興局等」という。）とし、要綱第8条第2項（死亡事故等の重大な事故が発生した場合に限る。）及び第11条第5項に定める特別立入調査の実施主体はくらし保健福祉部とする。
- 2 地域振興局長及び支庁長（以下「地域振興局長等」という。）は、その所管する認可外保育施設の立入調査の実施について、必要と認めるときは、社会福祉課及び子育て支援課の協力を求めることができる。
- 3 くらし保健福祉部長は、要綱第8条第2項（死亡事故等の重大な事故が発生した場合に限る。）及び第11条第5項に定める認可外保育施設への特別立入調査の実施について、地域振興局等の協力を求めることができる。

第5 立入調査の範囲

立入調査は、原則として前年度分について実施する。ただし、年度途中で新規に把握された施設については、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに執ることとする。

また、必要と認めるときは、前々年度以前分又は現年度についても実施することができる。

第6 立入調査の進め方

1 通常立入調査（立入調査）

(1) 立入調査事項

立入調査は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、本県独自に定める別記「鹿児島県認可外保育施設指導監督基準」の各項目について行うことを原則とする。

(2) 実施体制

立入調査班は原則として2名で編成するものとし、班員の中から班長を定めるものとする。

(3) 実施方法

ア 実施通知

立入調査の通知は、(別紙1)により、原則として15日前までに通知する。

イ 事前審査

過去の立入調査結果や、あらかじめ、施設を経営する者から提出させた「運営状況報告」を基に、立入調査班において、施設ごとの問題点や重点的に調査する事項について、事前検討する。

ウ 実施内容

別に定める「認可外保育施設立入調書」により実施する。

エ 立ち会い

立入調査は、当該施設の設置者又は管理者等関係者の立ち会いを求めて実施する。

オ 講評

立入調査班長は、立入調査後、現地において当該施設の設置者又は管理者等関係者の立ち会いを求めて、講評を行う。

なお、上司の指示を要する事項については、実施主体において検討を行い、改めて連絡する。

(4) 結果の報告

ア 立入調査班長は、立入調査の結果を「認可外保育施設立入調査指導事項報告書」(別紙2)により、原則として10日以内に報告する。

イ 地域振興局長等は、立入調査の結果、必要と認めるものについて社会福祉課及び子育て支援課へ報告するものとする。特に、要綱第11条第1項に該当する場合は、立入調査等の状況を速やかに子育て支援課へ報告するものとする。

(5) 結果の通知

是正又は改善すべき具体的事項を(別紙3)により、原則として30日以内に施設を経営する者等に通知する。

(6) 是正又は改善結果の確認

立入調査の指摘事項に対する是正又は改善の結果について、概ね1か月以内の回答期限を付して「立入調査指導事項改善報告書」(別紙4)により報告を求めることとする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な挙証書類の添付等について内容を十分審査の上、受理することとし、必要に応じ、受理後遅滞なく設置者若しくは管理者に対する出頭要請又は施設若しくは事務所に対する特別立入調査を行うこととする。

(7) 地域振興局長等の報告

ア 当該年度の立入調査実施計画について、毎年5月中旬までに社会福祉課及び子育て支援課へ報告するものとする。

イ 立入調査の結果について、(別紙5)により、当該年度の3月31日までに社会福祉課及び子育て支援課へ報告するものとする。

2 特別立入調査

(1) 立入調査事項

特別立入調査は、次に掲げる事項等を中心に、くらし保健福祉部(イ(死亡事故等の重大な事故が発生した場合に限る。))及びエに該当する場合に限る。)又は地域振興局等で定めた事項について行う。

ア 要綱第7条第3項に該当する事項

- イ 要綱第8条第2項に該当する事項
- ウ 要綱第10条第1項に定める改善指導に対する改善状況
- エ 要綱第11条第1項に定める改善勧告に対する改善状況

(2) 実施体制

くらし保健福祉部長（要綱第8条第2項（死亡事故等の重大な事故が発生した場合に限る。）及び第11条第5項に該当する場合に限る。）又は地域振興局長等の指示により、特別立入調査班を編成し、班員の中から班長を定めて実施する。

(3) 実施方法

ア 実施の通知は、前日若しくは当日に電話等により行うものとし、特に必要がある場合は、通知せずに実施するものとする。

なお、実施についての通知書（別紙6）は、当日調査時に相手方に交付するものとする。

イ 実施内容

必要に応じて特定の事項について実施する。立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じるものとする。

（ア）保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）

（イ）事故防止の取組（乳幼児突発死症候群に対する注意（乳児の仰向け寝等）等）

（ウ）適切な食事、衛生管理の徹底

（エ）虐待防止、人権配慮

（オ）その他、県が定める重点調査事項

ウ 立ち会い

特別立入調査は、当該施設の設置者又は管理者等関係者の立ち会いを求めて実施する。

エ 講評

必要に応じ特別立入調査班長は、特別立入調査終了後、現地において当該施設の設置者又は管理者等関係者の立ち会いを求めて、講評を行う。

(4) 結果の報告

特別立入調査班長は、立入調査の結果を速やかにくらし保健福祉部長及び地域振興局長等へ報告する。

(5) 改善勧告等の検討

特別立入調査の結果に基づき改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合は、くらし保健福祉部は、(3)イの重点調査事項の例を踏まえつつ、要綱第11条による改善勧告を行うものとし、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には第12条による公表を行うものとする。また、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会の付与等を経て、第13条による事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置及び第14条による公表等を行うものとする。これらの措置の実施の検討に当たっては、児童の生命及び身体の安全の確保を最優先に考えるものとする。

(6) 改善勧告等に該当しない場合の改善指導

ア 結果の通知

是正又は改善すべき具体的事項を、施設を経営する者等に（別紙7）で通知する。

イ 指導に対する是正又は改善結果の確認

特別立入調査の指摘事項に対する是正又は改善の結果について、期限を

付して「特別立入調査指導事項改善報告書」（別紙８）により報告を求め
るほか、必要に応じてその状況を実地に確認する。

(7) 設置者又は管理者からの報告聴取

特別立入調査の実施に先立ち、必要に応じて当該設置者又は管理者等に対
し、事実確認等を指示し、報告を徴するものとする。

第 7 立入調査実施上の留意事項

立入調査を実施する班員は、立入調査の目的を十分に理解し、その職務遂行に
当たっては特に次の点に留意するものとする。

- 1 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導的な態度をもって臨むこと。
- 2 権勢的又は一方的な言動は避け、努めて関係者の理解のもとに積極的かつ自
発的な協力が得られるよう配慮すること。
- 3 立入調査項目及び各項目の着眼点等について、設置者又は管理者等関係職員
から直接説明を聴き、具体的に内容を検討して問題の所在を的確に把握し、そ
の原因を解明して適切な指導又は指示をすること。
- 4 立入調査に際しては、諸規程等を十分理解するとともに、不明確なことに対
する安易な言動や思い込み発言等は慎むこと。

第 8 その他

この要領に定めるほか、立入調査の実施に関して必要な事項については、別に
定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 6 月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 5 月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 7 月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 7 月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月30日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

〇〇〇第 号
年 月 日
(〇〇〇〇〇〇扱い)

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県 ———— 〇〇地域振興局長
〇 〇 支 庁 長

年度における保育施設に対する調査の実施について（通知）

あなたが設置（管理）する〇〇〇（施設名）について，児童福祉法第59条第1項の規定により，立入調査を行います。

この調査の目的は，入所している児童の健全な心身の発達及び安全管理を図るため，施設の構造設備や運営状況，児童の処遇等について必要な助言指導を行うものです。

つきましては，下記のとおり実施しますので，児童福祉法の趣旨をご理解の上，ご協力をお願いします。

なお，当日は，設置（管理）者又は責任者の方は必ず立会いをお願いします。

記

1 実施日時 年 月 日（ ） 時

2 立入調査職員職・氏名	所属	職	氏名
	所属	職	氏名

別紙 2
(表)

認可外保育施設立入調査指導事項報告書

				報告書No.
	地 域 保 健 福 祉 課			報 告 者 (班 長)
	課 長	係長	係	
報告年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日
施 設 名			所 在 地	1.会社 2.他法人 3.任意団体 4.私人
			経営主体	
立 入 調 査 年 月 日	年 月 日			
立入調査班	班長 職 氏名			㊟
	班員 職 氏名			㊟
概 況 , 特記事項及 び評価事項				
指 導 事 項				指導区分
(指導事項等を全て記入すること。)				

(裏)

認可外保育施設立入調査指導事項報告書 (継紙)

		報告書No.
指 導 事 項		指導区分
(指導事項等を全て記入すること。)		

別紙3 その1（指摘あり）

〇〇〇第 号
年 月 日
(〇〇〇〇〇〇〇扱い)

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県 — { 〇〇地域振興局長
〇 〇 支 庁 長

年度における立入調査の結果について（通知）

あなたが設置（管理）する〇〇〇の運営について， 年 月 日に立入調査を実施しましたが，下記の事項については，児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

改善等の状況について， 年 月 日（ ）までに，別紙「立入調査指導事項改善報告書」により〇〇まで報告してください。

なお，同日までに改善が図れない場合や報告がない場合は，児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告，同法第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善を要する事項

【文書指導事項】

- 1 〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇

【口頭指導事項】

- 1 〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇（本県独自の項目）

別紙3 その2（指摘なし）

〇〇〇第 号
年 月 日
(〇〇〇〇〇〇〇扱い)

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県

〇〇地域振興局長
〇 〇 支 庁 長

年度における立入調査結果について（通知）

あなたが設置（管理）する〇〇〇について 年 月 日に立入調査を実施しましたが，その結果はおおむね適正に運営されていると認められました。
今後も適正な運営に努めてください。

立入調査指導事項改善報告書

年 月 日

殿

住 所

設 置 者

年 月 日付け 第 号により指導のあった事項について、次のとおり改善しましたので報告いたします。

指 導 事 項（指導文書の全文） （立入調査実施日 年 月 日）	改 善 結 果（計画） （改善状況及び改善計画は具体的に記入）	挙証書類 の有・無
【文書指導事項】 1 ○○○○ 2 ○○○○ 【口頭指導事項】 1 ○○○○ 2 ○○○○（本県独自の項目）		

注） 1 提出期限内に改善できない場合は、理由を明記し、その件に関する改善及び挙証書類の提出予定年月日を記入すること。

2 2 枚にわたる場合は、コピーして使用すること。

年度 認可外保育施設立入調査実施報告

地域振興局・支庁名 ()

施設の名称(耐 名)	調査年月日	調査員の職・氏名	是 正 ・ 改 善 を 指 導 し た 事 項 (口頭によるものを含む。)	左 の 是 正 ・ 改 善 の 方 策 (左記の結果を記入すること。)	備 考

〇〇〇第 号
年 月 日
(〇〇〇〇〇〇〇扱い)

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県 — { 暮らし保健福祉部長
〇〇地域振興局長
〇 〇 支 庁 長

保育施設に対する特別立入調査の実施について（通知）

あなたが設置（管理）する〇〇〇について，児童福祉法第59条第1項及び鹿児島県認可外保育施設指導監督実施要綱第〇条第〇項の規定により，特別立入調査を行います。

記

- 1

実施日時

年 月 日 () 時
- 2

立入調査職員職・氏名

所属

職

氏名

所属

職

氏名

別紙7 その1（指摘あり）

〇〇〇第 号
— 年 月 日
(〇〇〇〇〇〇扱い)

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県 — { 暮らし保健福祉部長
〇〇地域振興局長
〇 〇 支 庁 長

特別立入調査の結果について（通知）

あなたが設置（管理）する〇〇〇について， 年 月 日に特別立入調査を実施しましたが，下記の事項については，児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

改善等の状況について， 年 月 日までに，別紙「特別立入調査指導事項改善報告書」により〇〇まで報告してください。

なお，同日までに改善が図れない場合や報告がない場合は，児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告，同法第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善を要する事項

【文書指導事項】

- 1 〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇

【口頭指導事項】

- 1 〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇

別紙7 その2（指摘なし）

〇〇〇第 号
年 月 日
(〇〇〇〇〇〇〇扱い)

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県 — { 暮らし保健福祉部長
〇〇地域振興局長
〇 〇 支 庁 長

特別立入調査結果について（通知）

あなたが設置（管理）する〇〇〇について 年 月 日に特別立入調査を実施しましたが，その結果はおおむね適正に運営されていると認められました。
今後も適正な運営に努めてください。

特別立入調査指導事項改善報告書

年 月 日

殿

住 所

設 置 者

年 月 日付け 第 号により指導のあった事項について、次のとおり改善しましたので報告いたします。

指 導 事 項（指導文書の全文） （立入調査実施日 年 月 日）	改 善 結 果（計画） （改善状況及び改善計画は具体的に記入）	挙証書類 の有・無
【文書指導事項】 1 ○○○○ 2 ○○○○ 【口頭指導事項】 1 ○○○○ 2 ○○○○		

注) 1 提出期限内に改善できない場合は、理由を明記し、その件に関する改善及び挙証書類の提出予定年月日を記入すること。

2 2枚にわたる場合は、コピーして使用すること。